

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 7,698百万円（前年度 6,702百万円）

＜対策のポイント＞

国営土地改良事業により造成された農業水利施設を効率的に活用し、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断を始めたところストックマネジメントの取組を推進します。

＜事業目標＞

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割）〔令和11年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 機能保全計画策定事業

国営造成施設の機能診断（耐震診断を含む。）、機能保全計画の策定を行い、診断結果等に基づき施設管理者への指導・助言を行います。

- ① 機能保全計画の策定等 ② 施設管理者に対する指導・助言

2. 技術高度化事業

機能の適切な保全に必要な技術を実地での実践を通して向上させ、ストックマネジメント技術の高度化を図ります。

- ① 事故等の要因調査 ② 診断技術の適用と評価
- ③ 対策工法の適用と評価 ④ リスク評価の実証調査

3. 権利設定等事業

国営造成施設の保全に係る権利が取得されていない施設における当該権利の取得等を行います。

- ① 区分地上権等の権利の取得等のための調査及び測量
- ② 区分地上権等の権利の取得等及び登記

4. 管理水準向上事業

施設管理者に対する技術的支援等を行い、管理水準の向上を図ります。

- ① 新技術習得のための専門家派遣、研修の実施
- ② 新技術の普及・啓発
- ③ 包括的民間委託の活用可能性に係る調査

5. 高リスクパイプライン緊急調査事業

道路下にある口径800mm以上のパイプラインの緊急調査（事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定）を実施します。

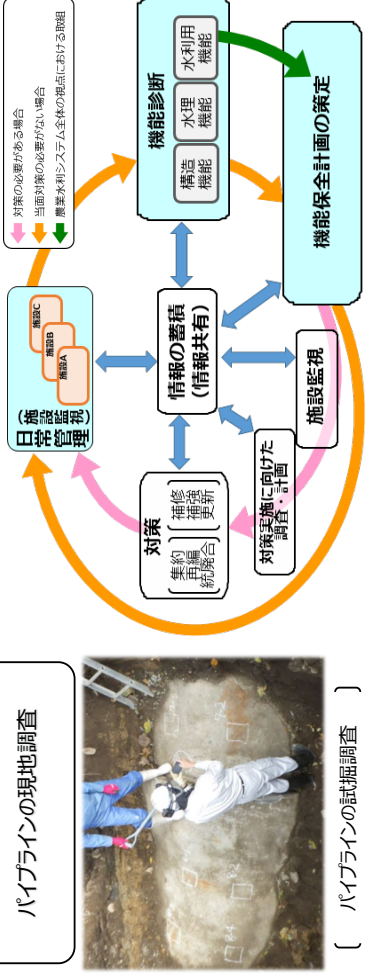
＜事業実施主体＞

国（国費率：10/10）

＜事業イメージ＞

機能診断（耐震診断を含む）の実施や施設管理者への指導・助言	現地での実践を通じたストックマネジメント技術の高度化	権利の取得等のための調査及び測量
		
[水路の鉄筋探査状況]	[ポンプ設備を分解することなく、潤滑油採取による診断技術を確認]	[土地境界を確認するための立会]

＜ストックマネジメントのサイクル＞



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3591-7073）

土地改良施設突発事故復旧・防止事業<公共>

令和9年度予算概算要求額 9,751百万円（前年度 5,335百万円）

<対策のポイント>

土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプライン破裂等の突発事故が増加していることから、突発事故が発生した場合及び事故の兆候が認められた場合において、営農等に支障が生じることのないよう、**早期に復旧・補修等**を行います。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1 突発事故復旧事業

土地改良施設で発生した突発事故の現地仮復旧並びに機能回復を行う復旧工事及び類似の被害を防止する対策を迅速に実施します。

2 事故防止事業

土地改良施設に漏水や亀裂等の事故の兆候が認められ、事故による被害が生じるおそれがある場合に補修・補強等を緊急的に実施します。

【実施要件】

①直轄事業

ア 機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている国営造成土地改良施設

イ 末端支配面積：100ha以上 等

ウ 復旧事業費：2,000万円以上

②補助事業

ア 機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている土地改良施設

イ 末端支配面積：20ha（中山間地域等は10ha）以上 等

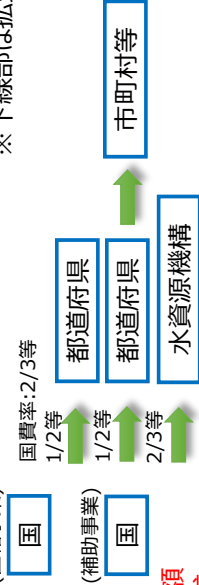
（団体営事業のうち営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能）

ウ 復旧事業費：200万円以上

エ 事業実施主体：都道府県、市町村、水資源機構 等

<事業の流れ>

※ 下線部は拡充内容



(注) 上記要求額
のほか、事項要求

<事業イメージ>

突発事故への迅速な対応



現地調査(突発事故の確認)



事故の兆候が認められた段階で対応

事故の兆候（しみ出し）



対策工事



被害を未然防止



＜対策のポイント＞

国営土地改良事業で造成された施設に係る**水利権**（河川法第23条 流水の占用の許可）の**更新協議に必要な調査**、これら施設に設置された**小水力発電施設に係る水利権協議に必要な調査等**を行います。

＜事業目標＞

安定的な用水供給の確保、再生可能エネルギー導入の促進

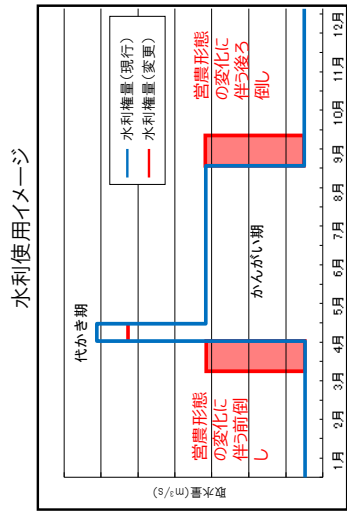
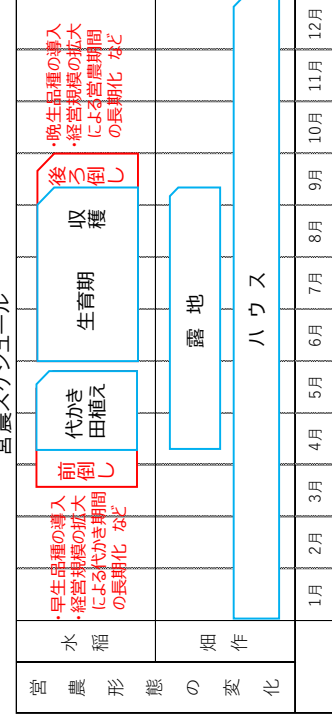
＜事業の内容＞

1. 水利権更新に係る事業

農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた水利権のうち、**水利権の内容に著しい変更が生じている地区、許可期限を迎える地区**について、水利権を更新するための河川管理者との協議に必要な**営農状況、必要水量の調査等**を行います。

＜事業イメージ＞

【1】水利権更新に係る営農状況の調査等



2. 小水力発電施設に係る水利権の更新及び取得に係る事業

農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた**小水力発電水利権**のうち、**許可期限を迎える施設や、新しく水利権を取得する施設**について、河川管理者との協議に必要な**発電用水量の検討、施設整備の検討に必要な調査等**を行います。

【2】小水力発電水利権の更新・新規取得等

